

固定資産税等の軽減

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の**来年（2021年）**※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。

＜減免対象＞ ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
 ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する**固定資産税**（通常、取得額または評価額の1.4%）
 ・事業用家屋に対する**都市計画税**（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です。

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<p>国 (導入促進指針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p>	<p>対象地域 全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村</p>
<p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p>	<p>対象設備</p> <p>機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</p> <p>事業用家屋と構築物を対象追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <p>※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。</p>
<p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p>	<p>特例措置</p> <p>固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減</p> <p>※軽減率は各自治体が条例で定める</p>

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322